

インドネシア共和国  
大統領

著作権  
に関する  
インドネシア共和国法律  
2014 年 28 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は

- a.著作権とは、インドネシア共和国 1945 年憲法によって信託された国民の発展を支え、公共福祉の進歩に戦略的役割を有する学術、美術および文芸の分野の知的財産であること；
- b.学術、美術、芸術および文芸の発展はますます早く、著作者、著作権者および隣接権者の保護と法的確実性の保証を向上させる必要があること；
- c.インドネシアは著作権と隣接権分野の複数の国際条約の締約国となっており、よって国内の著作者および創作者が国際的に競争できるよう国内の法システムのさらなる履行を必要とすること；
- d.著作権に関する法律 2002 年 19 号は法の発展と社会の需要に既に適しておらず、新たな法律に置き換える必要があること；
- e.a、b、c、d 項の検討に基づいて、著作権に関する法律を制定する必要があること；

を検討し、

インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条(1)項、第 20 条、第 28c 条(1)項、第 33 条

を考慮し、

インドネシア共和国国会  
と  
インドネシア共和国大統領  
の合同の承認によって、  
著作権に関する法律を定めることを決める。

第 I 章  
総則

本法律では用語を以下のように定義する：

- 1.著作権とは、法令の規定に従った制限を損なうことなく、著作物が有体物の形で具体化した後で無方式主義の原則に基づいて自動的に生じる著作者の排他的権利である。
- 2.著作者とは、個別または合同で特殊かつ私的な著作物を創作した一人または複数の人である。
- 3.著作物とは、インスピレーション、能力、思想、想像、器用さ、技能または専門性により創作され、有体物の形で表現された学術、美術および文芸の分野の全ての創作作品の成果物である。
- 4.著作権者とは、著作権者でもある著作者、著作者から正当にその権利を譲渡された者、正当にその権利を譲渡された者からさらに譲渡された別の者である。
- 5.隣接権とは、著作権に関連する権利であり、実演家、レコード製作者または放送事業者の排他的権利である。
- 6.実演家とは、個別または合同で著作物の実演および上演をする一人または複数の人である。
- 7.レコード製作者とは、公演の録音であっても他の声または音の録音であっても、最初に録音を行った、および声または音の録音を行うことに責任を負う人または法人である。
- 8.放送事業者とは、公共放送事業者であっても民間放送事業者であっても、法令の規定に従った職務、機能および責任を果たすコミュニティ放送局および会員制放送局である。
- 9.コンピュータープログラムとは、言語、コード、スキームあるいはコンピューターが特定の機能を果たす、または特定の成果を達することを目的とするあらゆる形態で記述された指示セットである。
- 10.肖像とは、人間を対象とした写真作品である。
- 11.公開とは、電子的なものであっても電子的なものでなくても、どのような方法であっても何らかの装置を用いて著作物の読み上げ、放送、展示し、他の人が著作物を読む、聞く、見ることができるようになることである。
- 12.複製とは、どのような方法および形態であっても、恒久的または一時的に著作物および/あるいはレコードの一つかそれ以上のコピーをするプロセス、行為または方法である。
- 13.固定とは、何らかの装置を用いて、複製または送信される聴取可能な録音、視聴可能な録画またはそれら両方である。
- 14.レコードとは、公演音声またはその他の音声、または音声表現の固定であり、シネマトグラフィまたはその他のオーディオ・ビジュアル著作物と融合したものは含まれない。
- 15.放送とは、送信元から離れた場所にある地域の全ての人を受信できる無線による著作物または隣接権製品の送信である。
- 16.以降、送信と称する公衆への送信とは、著作物、公演またはレコードをケーブルを通じて、または放送以外の他のメディアで送信し、公衆を受信できるようにすることであり、選択された時間および場所の公衆が著作物、公演またはレコードにアクセスできるようにするように提供することを含む。
- 17.流通とは、著作物および/あるいは隣接権製品の販売、頒布および/あるいは拡散である。
- 18.代理人とは、知的財産コンサルタントまたは著作者、著作権者または隣接権者から委任された人である。
- 19.申請とは、申請者による大臣への著作物の登録申請である。

- 20.ライセンスとは、著作権者または隣接権者が著作物または隣接権製品の経済権を実施するために特定の条件により他者に与える書面による許可である。
- 21.ロイヤリティとは、著作者あるいは隣接権者が受け取る著作物あるいは隣接権製品の経済権使用に対する報酬である。
- 22.集団管理団体とは、ロイヤリティの集金と分配という形での経済権の管理のため著作者、著作権者および/あるいは隣接権者から委任を受けた非営利の法人の形態による組織である。
- 23.海賊行為とは、不正に著作物および/あるいは隣接権製品を複製し、経済的利益を得るために広くその複製品を流通させることである。
- 24.商業利用とは、さまざまな対象から経済的利益を得る目的で、または有料で著作物および/あるいは隣接権製品を利用することである。
- 25.損害賠償とは、著作者、著作権者および/あるいは隣接権者が受けた損害に対して、法的確定効を有する民事裁判あるいは刑事裁判の判決に基づいて、著作者、著作権者および/あるいは隣接権者の経済権を侵害した者に科される金銭の支払である。
- 26.大臣とは、法務分野の行政業務を担当する大臣である。
- 27.人とは、個人または法人である。
- 28.日とは、労働日である。

## 第2条

本法律は以下に対して適用される：

- a.インドネシア国民、居住者、法人の全ての著作物および隣接権製品；
- b.インドネシアで初めて公開されたインドネシア以外の国民、居住者、法人の全ての著作物および隣接権製品
- c.以下の規定により、インドネシア以外の国民、居住者、法人の全ての著作物および/あるいは隣接権製品および著作物および/あるいは隣接権製品の利用者
  - 1.その国がインドネシア共和国と著作権および隣接権保護に関する二国間の条約がある；あるいは
  - 2.その国とインドネシア共和国が著作権および隣接権保護に関する多国間条約の締約国または加盟国である。

## 第3条

本法律は以下を定める：

- a.著作権；および
- b.隣接権

## 第II条

### 著作権

### 第1部

## 総則

### 第4条

第3条a項で定められた著作権は、著作者人格権と経済権からなる排他的な権利である。

## 第2部

### 著作者人格権

### 第5条

(1)第4条で定められた著作者人格権は、以下を行うために著作者に恒久的に紐付けられた権利である：

- a.著作物の公衆の使用に関して、複製品に名前を記載する、または記載しない；
- b.本名または芸名を利用する；
- c.社会的コンプライアンスに応じて、創作物を変更する；
- d.著作物の題名および副題を変更する；および
- e.著作物の歪曲、変更、修正あるいは自身またはその評価を損なう性質の事項が生じた場合に権利を維持する。

(2)(1)項で定められた著作者人格権は、著作者の存命中は譲渡できないが、その権利の行使は著作者の死後、遺言または法令の規定に従った他の理由により譲渡できる。

(3)(2)項で定められた著作者人格権の実施の譲渡があった場合、被譲渡者は権利の行使の放棄または拒否を書面で表明するとの条件で、権利の行使を放棄または拒否できる。

### 第6条

第5条(1)項で定められた著作者人格権の保護のため、著作者は以下の権利を有することができる：

- a.著作権管理情報；および/あるいは
- b.著作権電子情報

### 第7条

(1)第6条a項で定められた著作権管理情報は、以下に関する情報を含む：

- a.著作物の内容と著作権者の独創性の識別方法あるいは識別システム
- b.情報コードとアクセスコード

(2)第6条bで定められた著作権電子情報は、以下に関する情報を含む：

- a.著作物の公開に関連して電子的に表示、添付される著作物の情報；
- b.著作者の本名または芸名；
- c.著作権者としての著作者
- d.著作物の使用期間と状態；
- e.番号；および

f.情報コード；

(3)著作権者が有する(1)項で定められた著作権管理情報および(2)項で定められた著作権電子情報は、削除、変更または破壊が禁じられる。

### 第3部

#### 経済権

#### パラグラフ1

#### 著作者または著作権者の経済権

#### 第8条

経済権は、著作者または著作権者が著作物による経済的利益を得るための排他的な権利である。

#### 第9条

(1)第8条で定められた著作者または著作権者は以下を行う経済権を有する：

- a.著作物の出版；
- b.あらゆる形態での著作物の複製；
- c.著作物の翻訳；
- d.著作物の改作、編曲または変形
- e.著作物またはその複製品の頒布；
- f.著作物の公演；
- g.著作物の展示；
- h.著作物の送信；および
- i.著作物の貸与

(2)(1)項で定められた経済権を行使するあらゆる人は、著作者または著作権者の許可を得る義務がある。

(3)あらゆる人は著作者または著作権者の許可なく、著作物の複製および/あるいは商業利用を行うことが禁じられる。

#### 第10条

商業地の管理者は、管理する商業地における著作権および/あるいは隣接権違反の製品の販売および/あるいは取引を放置することが禁じられる。

#### 第11条

(1)第9条(1)項 e で定められた著作物またはその複製品の頒布を行う経済権は、既に販売されている、あるいは他の者に著作物の所有が譲渡された著作物またはその複製品には適用されない。

(2)第9条(1)項 i で定められた著作物の貸与のための経済権は、コンピュータープログラムが貸与の必要不可欠な対象でない場合、コンピュータープログラムには適用されない。

パラグラフ 2  
肖像に対する経済権

第 12 条

- (1) 全ての人は肖像を作成された人、またはその相続人の書面による許可なく、商業的な広告または宣伝の利益のために作成された肖像の商業利用、複製、公開、頒布および/あるいは送信を行うことが禁じられる。
- (2) 2人以上を掲載した肖像の(1)項で定められた商業利用、複製、公開、頒布および/あるいは送信は、肖像内にある人またはその相続人の承認を求める義務を負う。

第 13 条

公演における実演家 1 人または複数人の肖像の公開、頒布または送信は、公演前、公演継続中にその公演の実演家または権利者により他に宣言された、または承諾された場合を除いて、著作権侵害とはみなされない。

第 14 条

治安、公共の利益および/あるいは刑事裁判審理上の必要のため、権限当局は肖像内にある 1 人または複数人の承諾を得る義務なく、肖像を公開、頒布または送信することができる。

第 15 条

- (1) 他に契約された場合を除いて、写真、絵画、図、建築物、彫刻またはその他の美術作品の著作物所有者および/あるいは権利者は、著作者の承諾なく展示会での著作物の公開、展示上の必要のために作られたカタログにおける複製を行う権利がある。
- (2) (1)項で定められた著作物公開の規定は、第 12 条で定められた規定に抵触しない限りにおいて、肖像に対しても適用される。

パラグラフ 3  
経済権の譲渡

第 16 条

- (1) 著作権は無形の動産である。
- (2) 著作権は以下の理由により全部または一部を譲渡できる：
- a. 相続；
  - b. 贈与；
  - c. 寄進（ワクフ）；
  - d. 遺言；
  - e. 書面契約；あるいは

f.法令の規定に従い正当化できる他の理由

(3)著作権は信託担保の対象とすることができる。

(4)(3)項で定められた信託担保対象としての著作権に関する規定は、法令の規定に従って行われる。

#### 第 17 条

(1)著作者または著作権者がその経済権の全てを著作物の権利の被譲渡者に譲渡しない限り、著作物の経済権は著作者または著作権者のもとにある。

(2)著作者または著作権者が全部または一部を譲渡した経済権は、同一の著作者または著作権者による二度目の譲渡はできない。

#### 第 18 条

売り切り契約および/あるいは無期限譲渡契約で譲渡された書籍著作物および/あるいはその他の全ての文書作品、歌詞のある、またはない楽曲および/あるいは音楽は、著作権は 25 年の期限に達した際に著作者に再譲渡される。

#### 第 19 条

(1)著作者が有するまだ公開、頒布または送信されていない、すでに公開、頒布または送信された、あるいは公開、頒布または送信しない著作権は、著作者の死後、相続人の所有となる。

(2)(1)項で定められた規定は、その権利が違法に取得された場合、適用されない。

### 第 III 章

#### 隣接権

#### 第 1 部

##### 総則

#### 第 20 条

第 3 条 b で定められた隣接権は、以下を含む排他的な権利である：

- a.実演家の人格権；
- b.実演家の経済権；
- c.レコード製作者の経済権；および
- d.放送事業者の経済権

#### 第 2 部

##### 実演家の人格権

#### 第 21 条

実演家の人格権は経済権が譲渡されたとしても、どのような理由によっても喪失させることがで

きない実演家に紐付けられた権利である。

## 第 22 条

第 21 条で定められた実演家の人格権は以下の権利を含む：

- a. その逆（記者補完；名前を非公開とすること）で合意した場合を除いて実演家として名前が掲載される；および
- b. その逆（記者補完：変更などを認めること）で合意した場合を除いて著作物の歪曲、離断、修正あるいは自身またはその評価を損なう性質の事項が行われない

## 第 3 部

### 経済権

#### パラグラフ 1

#### 実演家の経済権

## 第 23 条

- (1) 実演家は経済権を有する。
- (2) (1) 項で定められた実演家の経済権は、以下を自ら行使する権利、他者が行うことを許可する、または禁じる権利を含む：
  - a. 実演家の公演の放送または送信；
  - b. 未固定の公演の固定；
  - c. あらゆる方法または形態による公演の固定の複製；
  - d. 公演の固定またはその複製の頒布；
  - e. 公演の固定またはその複製の公衆への貸与；および
  - f. 公衆がアクセスできる形での公演の固定の提供
- (3) (2) 項 a で定められた放送または送信は以下に対しては適用されない：
  - a. 実演家から許可を得ている公演の固定物；あるいは
  - b. 公演許可を最初に得た放送事業者から許可を得ている再放送または再送信
- (4) (2) 項 d で定められた頒布は、既に固定、販売または譲渡された公演作品に対しては適用されない。
- (5) 全ての人々が集団管理団体を通じて著作者に報酬を支払うことで、著作者に事前に許可を求めることなく、公演内における著作物の商業利用を行うことができる。

#### パラグラフ 2

#### レコード製作者の経済権

## 第 24 条

- (1) レコード製作者は経済権を有する。

- (2)(1)項で定められたレコード製作者の経済権は、以下を自ら行使する権利、他者が行うことを許可する、または禁じる権利を含む：
- a.あらゆる方法または形態によるレコードの複製；
  - b.レコード原盤または複製の頒布；
  - c.レコード複製の公衆への貸与；および
  - d.公衆が有線または無線でアクセスできる形でのレコードの提供
- (3)(2)項 b で定められた頒布は、レコード製作者が他の者へすでに販売または所有譲渡した公演の固定の複製に対しては適用されない。
- (4)(2)項で定められたレコード製作者の経済権を行使する全ての人は、レコード製作者の許可を得る義務がある。

### パラグラフ 3 放送事業者の経済権

#### 第 25 条

- (1)放送事業者は経済権を有する。
- (2)(1)項で定められた放送事業者の経済権は、以下を自ら行使する権利、他者が行うことを許可する、または禁じる権利を含む：
- a.再放送；
  - b.放送の送信；
  - c.放送の固定；および/あるいは
  - d.放送の固定の複製
- (3)全ての人は放送事業者の放送作品コンテンツを商業目的で許可なく拡散することが禁じられる。

### パラグラフ 4 保護の制限

#### 第 26 条

- 第 23 条、第 24 条および第 25 条で定められた規定は、以下に対しては適用されない：
- a.事実情報の提供の必要のみを目的とした、実際の事件の報告のための著作物および/あるいは隣接権製品の短い引用の使用；
  - b.学術研究の利益のためのみの著作物および/あるいは隣接権製品の複製；
  - c.教材として公開されている実演およびレコードを除いて、教育目的のためのみの著作物および/あるいは隣接権製品の複製；および
  - d.著作物および/あるいは隣接権製品を実演家、レコード製作者または放送事業者の許可なく用いることを可能とする教育および科学開発の利益のための利用

## パラグラフ 5

### レコード利用の適正な報酬の供与

#### 第 27 条

- (1)有線または無線で公衆がアクセスできる状態のレコードは、商業利益のために公開されたときみなさなければならない。
- (2)レコードが商業利用された場合、あるいは放送および/あるいは送信の必要のため直接的にそのレコードの複製が用いられた場合、利用者は実演家およびレコード製作者に適正な報酬を支払わなければならない。
- (3)(2)項で定められた適正な報酬を受け取る権利は、公開日から 50 年間有効である。

#### 第 28 条

他に契約した場合を除いて、レコード製作者はその収入の 1/2 を実演家に支払わなければならない。

## パラグラフ 6

### 経済権の譲渡

#### 第 29 条

第 16 条、第 17 条および第 19 条で定められた著作物に対する経済権の譲渡は、必要な変更を加えれば隣接権製品に対する経済権の譲渡にも適用される。

#### 第 30 条

経済権が譲渡および/あるいは売却された楽曲および/あるいは音楽の実演家の作品は、その経済権の所有は 25 年の期間経過後、実演家に返却される。

## 第 IV 章

### 著作者

#### 第 31 条

その逆が証明された場合を除いて、著作者とみなされるのは以下の人である：

- a.その名が著作物の中で述べられている；
- b.その名が著作物で著作者と表明されている；
- c.その名が著作物登記書で述べられている；
- d.その名が著作物一般簿で著作者として記載されている

#### 第 32 条

その逆が証明された場合を除いて、書面資料を用いない講演、またその講演の著作者は誰かの通

知のない講演を行った人は、著作者とみなされる。

### 第 33 条

(1)2人以上の人により創作された複数の別個の部分からなる著作物において、著作者とみなされるのは著作物全体の完成を指導、監督した人である。

(2)(1)項で定められた著作物全体の完成を指導、監督した人がいない場合、著作者とみなされるのは、著作物をまとめた人であり、その著作物の部分に対するそれぞれの著作権は損なわれない。

### 第 34 条

著作物がある人により企画され、企画した人の指導と監督の下で他の人により具体化および作業された場合、著作者とみなされるのは著作物を企画した人である。

### 第 35 条

(1)他に契約した場合を除いて、公的機関との関係内で著作者が作成した著作物に対する著作権者で、著作者とみなされるのは公的機関である。

(2)(1)項で定められた著作物が商業利用された場合、著作者および/あるいは隣接権者はロイヤリティの形で報酬を得る。

(3)(2)項で定められた商業利用のロイヤリティ供与に関するより詳細な規定は、政令で定める。

### 第 36 条

他に契約した場合を除いて、雇用関係内で作成された、または発注に基づいて作成された著作物の著作者および著作権者は、著作物を作成した者である。

### 第 37 条

その逆が証明された場合を除いて、法人がその法人に由来する著作物の公開、頒布または送信を行った場合、著作者が誰かを述べることなく、著作者とみなされるのは法人である。

## 第 V 章

### 伝統文化表現と著作物の保護

#### 第 1 部

#### 伝統文化表現と著作者が不明な著作物の著作権

### 第 38 条

(1)伝統文化表現に対する著作権は国が有する。

(2)国は(1)項で定められた伝統文化表現を目録化し、守り、維持する義務がある。

(3)(1)項で定められた伝統文化表現の使用は、それを生み出した社会で生きている価値に留意しなければならない。

(4)(1)項で定められた伝統文化表現に対して国が有する著作権に関するより詳細な規定は、政令で定める。

### 第 39 条

- (1)著作物の著作者が不明で、その著作物が公開されていない場合、著作者の利益のためその著作物の著作権は国が有する。
- (2)著作物が公開されているが著作者が不明な場合、または著作者の別名や芸名が記載されているだけの場合、その著作物の著作者の利益に関する著作権は、公開を行った者が有する。
- (3)著作物が出版されているが著作者および公開を行った者が不明な場合、その著作物の著作者の利益に関する著作権は国が有する。
- (4)(1)項、(2)項および(3)項で定められた規定は、著作者および/あるいは公開を行った者がその著作物に対する所有権を証明できた場合、適用されない。
- (5)(1)項および(3)項で定められた著作者の利益は、大臣により行使される。

## 第 2 部

### 保護される著作物

### 第 40 条

- (1)保護される著作物には、以下の科学、美術および文芸の分野の著作物が含まれる：
- a.書籍、パンフレット、出版された文芸作品の版面およびその他の全ての文芸作品；
  - b.講演、講義、演説およびその他の同種の著作物；
  - c.教育および科学の利益のために作られた器具；
  - d.歌詞のある、またはない楽曲および/あるいは音楽；
  - e.演劇、ミュージカル、舞踊、振り付け、ワヤンおよびパントマイム；
  - f.絵画、画像、彫り物、カリグラフィー、彫刻、彫像またはコラージュ；
  - g.応用美術；
  - h.建築作品；
  - i.地図；
  - j.パティック美術作品または他のパターン美術；
  - k.写真作品；
  - l.肖像；
  - m.シネマトグラフィ作品；
  - n.翻訳、批評、翻案、アンソロジー、データベース、改作、編曲、修正および変形結果による他の作品；
  - o.伝統文化の表現の翻訳、改作、編曲、変形または修正；
  - p.コンピュータープログラムまたは他のメディアで読み取ることができるフォーマットによる著作物またはデータのコンピレーション；
  - q.そのコンピレーションがオリジナル作品である限りにおいて伝統文化の表現のコンピレーション

ョン；

r.ビデオゲーム；および

s.コンピュータープログラム

(2)(1)項 n で定められた著作物は、作品原典に対する著作権を損なうことなく、別個の著作物として保護される。

(3)(1)項および(2)項で定められた保護は、公開されない、あるいはまだ公開されていないが既に有体物の形で具体化し、その著作物の複製ができる著作物に対する保護を含む。

### 第 3 部

#### 著作権が保護されない作品

##### 第 41 条

著作権が保護されない作品には以下が含まれる：

a.有体物の形で具体化していない作品；

b.ある著作物中で既に開示、表明、図示、説明または合成されているものであっても、あらゆる考え、手順、システム、方法、概念、原則、発見またはデータ；および

c.機能的必要のみを目的とした形状の、技術的問題の解決のためにのみ創作された器具、物または製品；

##### 第 42 条

以下の作品に対する著作権はない：

a.国家機関の公開会議の結果；

b.法令；

c.国家演説または政府高官演説；

d.裁判所判決または裁判官の決定；および

e.聖典または宗教のシンボル

### 第 VI 章

#### 著作権の制限

##### 第 43 条

著作権を侵害しているとみなされない行為には以下が含まれる：

a.国章および国歌を本来の形に即して公開、頒布、送信および/あるいは複製；

b.法令、その著作物での表明により保護が表明されている場合、またはその著作物に対して公開、頒布、送信および/あるいは複製が行われている時を除いて、政府により、政府の名で行われた全てのものの公開、頒布、送信および/あるいは複製；

c.情報源を完全に述べなければならないという規定により、通信社、放送事業者および新聞または他の同種の情報源の時事ニュースの全部または一部の引用；あるいは

- d.情報技術メディアかつ非商業的性質および/あるいは著作者または関係者に利益をもたらす送信、あるいは著作者がその作成および流通に不服がないと表明している送信を通じた著作権コンテンツの作成および流通；
- e.法令の規定に従った尊厳と妥当性に留意しつつ、大統領、副大統領、元大統領、元副大統領、国家英雄、国家機関の指導者、省/省以外の国家機関の指導者および/あるいは地方首長の肖像の複製、公開および/あるいは流通。

#### 第 44 条

- (1)著作物および/あるいは隣接権製品の全部または重要な一部の利用、取得、複製および/あるいは変更は、以下の必要のために情報源が完全に述べられ、記載される場合は著作権侵害とはみなされない：
  - a.著作者または著作権者の妥当な利益を損なわない、ある課題の教育、研究、学術作品の記述、レポート作成、批評またはレビューの記述；
  - b.治安および行政、立法、司法；
  - c.教育および科学のみを目的とした講義；あるいは
  - d.著作者または著作権者の妥当な利益を損なわない、料金を徴収しない公演または上演
- (2)視覚障害者または読字障害および/あるいは点字、オーディオブックまたはその他の手段による著作物へのアクセスの簡便化は、商業的性質のものを除いて、情報源が完全に述べられ、記載される場合は著作権侵害とはみなされない。
- (3)建築作品の形態の著作物が技術的な実施検討に基づいて(1)項で定められた変更を加えられる場合、著作権侵害とはみなされない。
- (4)(2)項で定められた視覚障害者または読字障害および/あるいは点字、オーディオブックまたはその他の手段による著作物へのアクセスの簡便化に関するより詳細な規定は、政令で定める。

#### 第 45 条

- (1)正式な利用者によって行われたコンピュータープログラムの 1 つの複製または改作は、そのコピーが以下のために用いられる場合、著作者または著作権者の許可なく行うことができる：
  - a.そのコンピュータープログラムの研究と開発；および
  - b.喪失、損壊または使用不能を避けるための、正式に得たコンピュータープログラムのアーカイブまたは予備
- (3)（訳注：(2)項がないが原文ママ）コンピュータープログラムの使用が終了した場合、そのコンピュータープログラムのコピーまたは改作は破棄しなければならない。

#### 第 46 条

- (1)既に公開されている著作物に対する個人的な利益のための複製は 1 つのみ、著作者または著作権者の許可なく行うことができる。
- (2)(1)項で定められた個人的な利益のための複製に以下は含まれない：
  - a.建物または工作物の形による建築作品；

- b.本または楽譜の全部または重要な一部；
- c.デジタル形式のデータベースの全部または重要な一部；
- d.第45条(1)項で定められた以外のコンピュータープログラム；および
- e.著作者または著作権者の妥当な利益に反して行われた個人的利益のための複製

#### 第47条

商業目的でないすべての図書館あるいはアーカイブ機関は、以下の方法により著作者または著作権者の許可なく著作物あるいは著作物の一部の複製を作ることができる：

- a.以下の条件により、何者かの要請を満たすために公開、簡約、要約された文書のリプログラフィーによる複製；
  - 1.図書館あるいはアーカイブ機関がその複製が教育または研究目的にのみ用いられることを保証する；
  - 2.その複製が別個に行われるか、繰り返し行われる場合はその複製が相互に関連しない出来事でなければならない；および
  - 3.複製された部分に関して図書館あるいはアーカイブ機関に対して集団管理団体によるライセンスの提示がない。
- b.以下の条件により、必要とされる複製の維持、交換、または複製が図書館または他のアーカイブ機関の恒久的蔵書から紛失、損壊または破壊された場合の交換のために行われる複製；
  - 1.図書館またはアーカイブ機関が妥当な条件の複製を得られる可能性がない；あるいは
  - 2.その複製が別個に行われるか、繰り返し行われる場合はその複製が相互に関連しない出来事でなければならない。
- c.図書館の間、アーカイブ機関の間、および図書館とアーカイブ機関間のコミュニケーションまたは情報交換を目的とした複製の作成

#### 第48条

情報源と著作者のフルネームを述べての、情報を目的とした著作物の複製、放送または送信は、著作物が以下の形であるとの規定で著作権侵害とはみなされない：

- a.著作物が著作者により用意されたもの、またはある著作物の放送または送信に関するものである場合を除いて、印刷メディアであっても電子メディアであっても既に公開されたさまざまな分野の記事；
- b.実際の事件の報告または特定の状況で見た、または聞いた著作物の簡潔な引用；および
- c.公衆に伝えられた学術論文、演説、講演または同種の著作物

#### 第49条

(1)著作物の一時的な複製は、その複製が以下の規定を満たしている場合、著作権侵害とはみなされない：

- a.保存媒体においてデジタル伝送を行う際、またはデジタル形式で著作物を作成する際；
- b.すべての人が著作者の許可により著作物の伝送のために行う；および

- c.その著作物が再表示されることがないように、自動的に複製を削除する仕組みを備えた装置を用いている
- (2)すべての放送事業者はその活動を目的として、自らの装置および設備により著作者または著作権者の許可なく一時的な録画を作成することができる。
- (3)放送事業者は遅くとも作成から6ヶ月、または著作者の承認により、より長い期間で、(2)項で定められた一時的な録画を削除する義務がある。
- (4)放送事業者は公式アーカイブの利益のため特定の性質を有する一時的な複製を1つ作成することができる。

#### 第50条

すべての人は倫理、宗教、道徳、公共秩序または国防および安全保障に反する著作物の公開、頒布または送信が禁じられる。

#### 第51条

- (1)政府は著作権者に報酬を与える義務があるとの規定により、著作権者の許可なく国益のためラジオ、テレビおよび/あるいは他の手段を通じて著作物の公開、頒布または送信を行うことができる。
- (2)(1)項で定められた著作物の公開、頒布または送信を行う放送事業者は、以降の放送のため、その放送事業者が著作権者の許可を得なければならないとの規定によりその放送事業者のためにのみ著作物を記録する権利がある。

### 第VII章

#### 技術管理手段

#### 第52条

国防、安全保障および法令の規定に従った他の理由、または他に契約された場合を除いて、すべての人は著作物あるいは隣接権製品の保護に用いられている技術管理手段を損壊する、破壊する、喪失させる、機能しなくさせることが禁じられる。

#### 第53条

- (1)情報技術および/あるいは高度技術に基づいた製造手段および/あるいはデータ保存手段を用いる著作物または隣接権製品は、権限当局が定めた許認可規則および製造条件を満たす義務がある。
- (2)(1)項で定められた情報技術および/あるいは高度技術に基づいた製造手段および/あるいはデータ保存手段に関するより詳細な規定は、政令で定める。

### 第VIII章

#### 情報通信技術における著作権・隣接権コンテンツ

## 第 54 条

情報技術に基づいた手段を通じた著作権および隣接権の侵害を防ぐため、政府は以下を行う権限を有する：

- a. 著作権および隣接権侵害コンテンツの作成および拡散に対する監視；
- b. 著作権および隣接権侵害コンテンツの作成と拡散を防ぐための国内外のさまざまな者との協力および調整；および
- c. 公演場所での著作物および隣接権製品に対する、あらゆる媒体を用いた録画行為に対する監視

## 第 55 条

- (1) 商業利用のための電子システムを通じた著作権および/あるいは隣接権侵害を知ったすべての人は大臣に通報することができる。
- (2) 大臣は(1)項で定められた通報を検証する。
- (3) (2)項で定められた通行の検証結果により十分な証拠が発見された場合、通報者の要請に対して大臣は通信・情報分野の行政業務を担当する大臣に電子システム内で著作権を侵害しているコンテンツの一部または全部を閉鎖するよう、または電子システム・サービスにアクセスできないよう推薦する。
- (4) (3)項で定められたインターネットサイトの閉鎖が全体に行われる場合、大臣は閉鎖から遅くとも 14 日の期間内に裁判所の判決を要請する義務がある。

## 第 56 条

- (1) 通信・情報分野の行政業務を担当する大臣は、第 55 条(3)項で定められた推薦に基づいて、電子システム内で著作権および/あるいは隣接権を侵害しているコンテンツおよび/あるいは利用アクセス権を閉鎖し、電子システム・サービスにアクセスできないようにすることができる。
- (2) (1)項で定められた電子システム内における著作権および/あるいは隣接権侵害コンテンツおよび/あるいは利用アクセス権の閉鎖、または電子システム・サービスにアクセスできないようにすることに関するより詳細な規定は、大臣と通信・情報分野の職務を有し、責任を負う大臣の共同大臣規則で定める。

## 第 IX 章

### 著作権と隣接権の有効期間

#### 第 1 部

#### 著作権の有効期間

##### パラグラフ 1

#### 著作者人格権の有効期間

## 第 57 条

- (1)第 5 条(1)項 a、b、e で定められた著作者人格権は無期限で有効である。
- (2)第 5 条(1)項 c、d で定められた著作者人格権は、当該の著作物に対する著作権の有効期間継続中に限り有効である。

## パラグラフ 2 経済権の有効期間

## 第 58 条

- (1)以下の著作物：
- a.書籍、パンフレットおよびその他の全ての文芸作品；
  - b.講演、講義、演説およびその他の同種の著作物；
  - c.教育および科学の利益のために作られた器具；
  - d.歌詞のある、またはない楽曲および/あるいは音楽；
  - e.演劇、ミュージカル、舞踊、振り付け、ワヤンおよびパントマイム；
  - f.絵画、画像、彫り物、カリグラフィー、彫刻、彫像またはコラージュのようなあらゆる形の美術作品；
  - g.建築作品；
  - h.地図；
  - i.バティック美術作品または他のパターン美術；
- の著作権保護は著作者の存命中は有効で、また著作者の死後、翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年の間継続する。
- (2)(1)項で定められた著作物が 2 人以上に所有されている場合、著作権の保護は最後に死亡した著作者の存命中は有効で、またその後、翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年の間継続する。
- (3)法人が所有する(1)、(2)項で定められた著作物の著作権保護は、最初に公開が行われてから 50 年の間有効である。

## 第 59 条

- (1)以下の著作物：
- a.写真作品；
  - b.肖像；
  - c.シネマトグラフィ作品；
  - d.映像上映；
  - e.コンピュータープログラム；
  - f.文芸作品の装；
  - g.翻訳、批評、翻案、アンソロジー、データベース、改作、編曲、修正および変形結果による他の作品；

- h. 伝統文化の表現の翻訳、改作、編曲、変形または修正；
- i. コンピュータープログラムまたは他のメディアで読み取ることができるフォーマットによる著作物またはデータのコンピレーション；
- j. そのコンピレーションがオリジナル作品である限りにおいて伝統文化の表現のコンピレーション；

の著作権保護は、最初に公開が行われてから 50 年の間有効である。

(2) 応用美術作品の著作物の著作権保護は、最初に公開が行われてから 25 年の間有効である。

#### 第 60 条

(1) 第 38 条(1)項で定められた国が所有する伝統文化の表現の著作権は、無期限で有効である。

(2) 第 39 条(1)、(3)項で定められた国が所有する、著作者が不明な著作物の著作権は、その著作物の公開が行われてから 50 年の間有効である。

(3) 第 39 条(2)項で定められた公開を行った者により実施された著作物の著作権は、その著作物の公開が行われてから 50 年の間有効である。

#### 第 61 条

(1) 部分ごとに公開が行われた著作物の著作権保護の有効期間は、最後の部分の公開日から起算する。

(2) 定期的で、同時ではないときに公開が行われた 2 巻以上からなる著作物の著作権保護の有効期間の決定においては、各巻が別個の著作物とみなされる。

### 第 2 部

#### 隣接権の有効期間

##### パラグラフ 1

#### 実演家の人格権の有効期間

#### 第 62 条

第 57 条で定められた著作者人格権の有効期間は、必要な変更を加えれば実演家の人格権に対しても有効である。

##### パラグラフ 2

#### 実演家、レコード製作者および放送事業者の経済権

#### 第 63 条

(1) 以下の者に対する経済権の保護は：

- a. 実演家の場合は、その実演がレコードまたはオーディオ・ビジュアルに固定されてから 50 年の間有効である；

- b.レコード製作者の場合は、そのレコードが固定されてから 50 年の間有効である；
  - c.放送事業者の場合は、放送作品が最初に放送されてから 20 年の間有効である。
- (2)(1)項で定められた経済権保護の有効期間は、翌年の 1 月 1 日から起算する。

## 第 X 章 著作物と隣接権製品の登録

### 第 1 部 総則

#### 第 64 条

- (1)大臣は著作物および隣接権製品の登録と取消を行う。
- (2)(1)項で定められた著作物と隣接権製品の登録は、著作権および隣接権を得るための要件ではない。

#### 第 65 条

著作物の登録は、商品/役務の売買における商標として利用される、あるいは団体、企業または法人の象徴として利用される差別化のためのロゴまたは標章の形の図絵に対しては行うことができない。

### 第 2 部 登録手続

#### 第 66 条

- (1)著作物および隣接権製品の登録は、著作者、著作権者、隣接権者またはその代理人がインドネシア語の申請書面を大臣に提出する。
- (2)(1)項で定められた申請は以下により電子的に、および/あるいは非電子的に行われる：
- a.著作物、隣接権製品のサンプルまたはその代わりに添付する；
  - b.著作物および隣接権製品の所有の宣誓書を添付する；および
  - c.費用を支払う。

#### 第 67 条

- (1)第 66 条(1)項で定められた申請が
- a.著作物あるいは隣接権製品とともに権利を有する複数人により提出された場合、申請にはその権利を証明する書面の説明を添付する；あるいは
  - b.法人が提出する場合、申請には権限を持つ高官により公認された法人設立証書の公式な謄本を添付する。
- (2)複数人が申請を提出する場合、選ばれた申請者の住所 1 つを定めて、申請者全員の名前を書か

なければならない。

- (3)インドネシア共和国の領域外の出身の申請者が申請を提出する場合、代理人として登録された知的財産コンサルタントを通じて申請を行う義務がある。

#### 第 68 条

- (1)大臣は第 66 条および第 67 条で定められた要件を満たした申請に対して審査を行う。
- (2)(1)項で定められた審査は、申請された著作物あるいは隣接権製品が要部において著作物一般登録簿またはその他の知的財産対象に登録された著作物と同一か否かを確認するために行われる。
- (3)(1)項で定められた審査の結果は、申請を受諾するか拒絶するかの大蔵省の検討材料として用いられる。
- (4)大臣は第 66 条および第 67 条で定められた要件を満たした申請の受理日から遅くとも 9 ヶ月の期間内に申請の受諾か拒絶を決定する。

#### 第 69 条

- (1)大臣が第 68 条(4)項で定められた申請を受諾する場合、大臣は著作物登録証を交付し、著作物一般登録簿に登録する。
- (2)(1)項で定められた著作物一般登録簿には、以下が掲載される：
- a. 著作者および著作権者の氏名あるいは隣接権製品の所有者の氏名；
  - b. 申請書の受理日；
  - c. 第 66 条および第 67 条で定められた要件を満たした日；および
  - d. 著作物あるいは隣接権製品の登録番号
- (3)(2)項で定められた著作物一般登録簿は、すべての人が無料で閲覧することができる。
- (4)その逆が証明された場合を除いて、(1)項で定められた著作物登録証は著作物あるいは隣接権製品の所有の初期の証拠である。

#### 第 70 条

大臣が第 68 条(4)項で定められた申請を拒絶する場合、大臣は理由を添えて申請者に書面で拒絶を通知する。

#### 第 71 条

- (1)第 69 条(1)項で定められた著作物一般登録簿に登録された著作物あるいは隣接権製品に対しては、公式抄本が交付される。
- (2)すべての人が有料で(1)項で定められた公式抄本を取得することができる。

#### 第 72 条

著作物一般簿内の著作物あるいは隣接権製品の登録は、登録された著作物あるいは隣接権製品の内容、意味、意図または形態に対する公認である。

## 第 73 条

著作物および隣接権製品の登録手続に関するより詳細な規定は、政令で定める。

## 第 3 部

### 著作物および隣接権製品の登録の法的効力の取消

## 第 74 条

(1) 著作物および隣接権製品の登録の法的効力は、以下の理由により取り消される：

- a. 著作者、著作権者または隣接権所有者として氏名が登録されている人または法人の要請；
- b. 第 58 条、第 59 条、第 60 条(2)項および(3)項、第 61 条で定められた期間の経過；
- c. 著作物あるいは隣接権製品の登録取消に関する、法的確定効を有する裁判所判決；あるいは
- d. 宗教規範、道徳規範、公共秩序、国防および安全保障または法令に違反し、大臣により取消された。

(2)(1)項 a で定められた著作者、著作権者または隣接権者として氏名が登録されている人または法人の要請による著作物登録の取消は、費用が課される。

## 第 75 条

第 74 条で定められた著作物および隣接権製品登録の法的効力の取消に関するより詳細な規定は、政令で定める。

## 第 4 部

### 著作物および隣接権製品登録の権利譲渡

## 第 76 条

(1) 第 69 条(1)項で定められた著作物および隣接権製品の登録の権利譲渡は、登録された著作物の著作権全てが被譲渡者に権利譲渡される場合に行うことができる。

(2)(1)項で定められた権利譲渡は、両当事者または被譲渡者から大臣へ書面申請を提出することで行われる。

(3)(2)項で定められた権利譲渡は、有料で著作物一般登録簿に掲載される。

## 第 77 条

第 76 条で定められた著作物および隣接権製品登録の権利譲渡に関するより詳細な規定は、政令で定める。

## 第 5 部

### 名前および/あるいは住所の変更

## 第 78 条

- (1) 著作者、著作権者あるいは隣接権者として著作物一般登録簿に名前が記載された人または法人の名前および/あるいは住所の変更は、その名前および住所の所有者である著作物、著作権者あるいは隣接権者が大臣に書面で申請を提出することで行われる。
- (2) 著作者、著作権者あるいは隣接権者として著作物一般登録簿に名前が記載された人または法人の名前および/あるいは住所の変更は、有料で著作物一般登録簿に掲載される。

## 第 79 条

第 78 条で定められた名前および/あるいは住所の変更に関するより詳細な規定は、政令で定める。

## 第 XI 章

### ライセンスと強制ライセンス

#### 第 1 部

#### ライセンス

## 第 80 条

- (1) 他に契約した場合を除いて、著作権者あるいは隣接権者は第 9 条(1)項、第 23 条(2)項、第 24 条(2)項および第 25 条(2)項で定められた行為を行うため、書面契約に基づいて他者にライセンスを供与することができる。
- (2)(1)項で定められたライセンス契約は一定の期間有効で、これは著作権および隣接権の有効期間を超過しない。
- (3) 他に契約した場合を除いて、(1)項で定められた行為の実施は、ライセンス期間中、著作権者または隣接権者に対してロイヤリティを支払う実施権者の義務を伴う。
- (4)(3)項で定められたロイヤリティの額の決定とロイヤリティの支払手続は、著作権者または隣接権者と実施権者の間のライセンス契約に基づいて行われる。
- (5) ライセンス契約におけるロイヤリティの額は、慣例に基づいて公正性を満たして定めなければならない。

## 第 81 条

他に契約した場合を除いて、著作権者または隣接権者は第 9 条(1)項、第 23 条(2)項、第 24 条(2)項および第 25 条(2)項で定められた行為を自ら行う、またはそれを行うためのライセンスを第三者に供与することができる。

## 第 82 条

- (1) ライセンス契約は、インドネシア経済に損失を及ぼす規定を盛り込むことが禁じられる。
- (2) ライセンス契約の内容は、法令の規定に反することが禁じられる。
- (3) ライセンス契約は、著作物に対する著作者の権利全てを喪失させる、または奪取するための手

段とすることが禁じられる。

### 第 83 条

- (1)大臣はライセンス契約を有料で著作権ライセンス契約一般登録簿に記載しなければならない。
- (2)第 82 条の規定を満たさないライセンス契約は、ライセンス契約一般登録簿に掲載することはできない。
- (3)ライセンス契約が(1)項で定められた一般登録簿に掲載されない場合、そのライセンス契約は第三者に対する法的効果を有さない。
- (4)(1)項で定められたライセンス契約の登録手続に関するより詳細な規定は、政令で定める。

## 第 2 部

### 強制ライセンス

### 第 84 条

強制ライセンスとは、教育および/あるいは科学、研究開発活動の利益のための申請に基づき大臣決定に基づいて供与される、科学および文芸の分野の著作物の翻訳および/あるいは複製を行うためのライセンスである。

### 第 85 条

全ての人々が教育および/あるいは科学、研究開発活動の利益のため第 84 条で定められた科学および文芸の分野の著作物に対して強制ライセンスの申請を大臣に提出することができる。

### 第 86 条

- (1)第 85 条で定められた強制ライセンスの申請に対して、大臣は以下を行うことができる：
  - a.著作権者に定められた時間内にインドネシア共和国の領域で、著作物の翻訳および/あるいは複製を自ら行うように義務付ける；
  - b.著作権者に当該の著作権者が自ら行わない場合、他者に定められた時間内にインドネシア共和国の領域で、著作物の翻訳および/あるいは複製を行う許可を与えることを義務付ける；あるいは
  - c.著作権者が b 項で定められた義務を果たさない場合、著作物の翻訳および/あるいは複製を行うよう他者を指名する。
- (2)(1)項で定められた翻訳を行う義務は、その作品がインドネシア語への翻訳が行われたことがない場合、科学および文芸分野の著作物が公開されてから 3 年の期間の経過後に行われる。
- (3)(1)項で定められた複製を行う義務は、以下の期間の経過後に行われる：
  - a.数学、自然科学分野の書籍はインドネシア共和国領域での複製が行われたことがない場合、公開が行われてから 3 年後；
  - b.社会科学分野の書籍はインドネシア共和国領域での複製が行われたことがない場合、公開が行われてから 3 年後；および

c.美術、文芸分野の書籍はインドネシア共和国領域での複製が行われたことがない場合、公開が行われてから3年後。

(4)(1)項で定められた翻訳あるいは複製は、インドネシア共和国領域でのみ用いられる。

(5)(1)項 b および c で定められた規定の実施は、適正な報酬を伴う。

(6)強制ライセンスに関するより詳細な規定は、政令で定める。

## 第 XII 章 集団管理団体

### 第 87 条

(1)経済権を得るため、全ての著作者、著作権者、隣接権者は、商業的な性質の公衆サービスの形での著作権および隣接権を利用した使用者から適正な報酬を徴収できるよう集団管理団体の会員になる。

(2)(1)項で定められた権利を利用する著作権および隣接権の使用者は、集団管理団体を通じて著作権者あるいは隣接権者にロイヤリティを支払う。

(3)(1)項で定められた使用者は、利用した著作権および隣接権に対してロイヤリティを支払う義務を内容とした契約を集団管理団体と締結する。

(4)使用者が集団管理団体との契約に従った義務を履行し、果たした場合、著作物および/あるいは隣接権製品の商業的な利用は本法律の違反とはみなされない。

### 第 88 条

(1)第 87 条(1)項で定められた集団管理団体は、大臣に事業許可申請を提出する義務がある。

(2)(1)項で定められた事業許可は、以下の要件を満たさなければならない：

a.非営利のインドネシアの法人格を有する；

b.ロイヤリティを徴収、集金および分配するための委任を著作者、著作権者あるいは隣接権者から得ている；

c.著作者の利益を代表する楽曲および/あるいは音楽分野の集団管理団体の場合、少なくとも 200 人の著作者メンバーを委任者として有し、また隣接権者および/あるいはその他の著作権対象の利益を代表する集団管理団体の場合、少なくとも 50 人を委任者として有する；

d.ロイヤリティを徴収し、集金し、分配する目的である；および

e.ロイヤリティを徴収し、集金し、著作者、著作権者あるいは隣接権者に分配することができる。

(3)(1)項で定められた大臣による事業許可を有していない集団管理団体は、ロイヤリティの徴収、集金および分配が禁じられる。

### 第 89 条

(1)楽曲および/あるいは音楽分野の著作権のロイヤリティの管理のため、それぞれ以下を代表する全国集団管理団体が設置される：

a. 著作者の利益；および

b. 隣接権者の利益

(2)(1)項で定められた2つの集団管理団体は、商業利用者からロイヤリティを徴収、集金し、分配する権限を有する。

(3)(2)項で定められた集金を行うため、2つの集団管理団体は調整を行い、慣例に従い、公正性に基づいてそれぞれの集団管理団体の権利となるロイヤリティの額を定める義務がある。

(4)(1)項で定められた集団管理団体が定めたロイヤリティの額の決定方針に関する規定は、大臣が公認する。

#### 第90条

著作者および隣接権者の権利の管理実施において、集団管理団体は少なくとも1年に1回、公認会計士による財務監査および業務監査を行う義務があり、全国の印刷メディア1紙および電子メディア1社を通じて国民にその結果を公開する。

#### 第91条

(1) 集団管理団体は毎年集めたロイヤリティ総額の20%のみを運営資金に用いることができる。

(2) 本法律に基づく集団管理団体の設置から最初の5年、集団管理団体は毎年集めたロイヤリティ総額の30%を運営資金に用いることができる。

#### 第92条

(1) 大臣は少なくとも1年に1回、集団管理団体の評価を行う。

(2)(1)項で定められた評価結果で、集団管理団体が第88条、第89条(3)項、第90条または第91条で定められた規定を満たしていないことが示された場合、大臣は集団管理団体の事業許可を取り消す。

#### 第93条

事業許可の交付および集団管理団体の評価に関するより詳細な規定は、大臣規則で定める。

### 第XIII章

#### 費用

#### 第94条

第66条(2)項c、第71条(2)項、第74条(2)項、第76条(3)項、第78条(2)項、第83条(1)項で定められた費用は、非税国家収入分野の法令の規定に従って徴収される非税国家収入である。

### 第XIV章

#### 紛争の解決

## 第 1 部

### 総則

#### 第 95 条

- (1)著作権紛争の解決は、紛争解決代替手段、仲裁、裁判を通じて行われる。
- (2)(1)項で定められた権限を持つ裁判所は、商事裁判所である。
- (3)(2)項で定められた商事裁判所以外の他の裁判所は、著作権紛争解決に関する権限を持たない。
- (4)海賊行為による著作権および/あるいは隣接権侵害以外では、紛争の各当事者の所在地がインドネシア共和国領域内である、および/あるいはインドネシア共和国領域にあることが確認されている限り、刑事告訴を行う前に調停を通じた紛争解決を先に行わなければならない。

#### 第 96 条

- (1)経済権の損失を蒙った著作者、著作権者および/あるいは隣接権者またはその相続人は、損害賠償を得る権利がある。
- (2)(1)項で定められた損害賠償は、著作権および/あるいは隣接権犯罪行為訴訟の判決命令に同時に記載され、与えられる。
- (3)著作者、著作権者および/あるいは隣接権者への損害賠償は、法的確定効のある裁判所判決から遅くとも 6 ヶ月以内で支払われる。

#### 第 97 条

- (1)著作物が第 69 条(1)項の規定に従って登録された場合、利害関係のある他の当事者は商事裁判所を通じて、著作物一般登録簿の登録の取消訴訟を申し立てることができる。
- (2)(1)項で定められた訴訟は、登録された著作者および/あるいは著作権者を相手方とする。

#### 第 98 条

- (1)全著作物の著作権の他者への譲渡は、故意に、権利なく、および著作者の承認なく第 5 条(1)項で定められた著作者の人格権を侵害した全ての人を訴える著作者またはその相続人の権利を損なわない。
- (2)実演家の他者への経済権の譲渡は、故意に、権利なく、および実演家の承認なく第 22 条で定められた実演家の人格権を侵害した全ての人を訴える著作者またはその相続人の権利を損なわない。

#### 第 99 条

- (1)著作者、著作権者または隣接権者は著作者または隣接権製品の侵害の損害賠償訴訟を商事裁判所に申し立てる権利がある。
- (3) (訳注：(2)項がないが原文ママ) (1)項で定められた損害賠償訴訟は、著作権または隣接権製品侵害の結果である講演、学会、公演または作品展覧会の実施により得られた収入の全部または一部を引き渡す要求の形をとることができる。

(4)(1)項で定められた訴訟の他、著作者、著作権者または隣接権者は以下の保全判決または中間判決を商事裁判所に求めることができる：

a.公開または複製が行われた著作物および/あるいは著作権および隣接権製品侵害結果の著作物の製造に用いられる装置の差し押さえ請求；および/あるいは

b.著作権および隣接権製品侵害結果の著作物の公開、頒布、送信および/あるいは複製活動の停止

## 第 2 部

### 訴訟手続

#### 第 100 条

(1)著作権侵害に対する訴訟は、商事裁判所長に提出する。

(2)(1)項で定められた訴訟は、商事裁判所書記官によりその訴訟が登録された日付で事件登記簿に登録される。

(3)商事裁判所は登録日と同日に署名がされた受領証を交付する。

(4)商事裁判所書記官は、訴訟登録日から遅くとも 2 日以内に、商事裁判所長に訴訟申請を伝える。

(5)訴訟登録日から遅くとも 3 日以内に、商事裁判所は公判日を指定する。

(6)各当事者への通知と召喚は、執行官が訴訟登録日から遅くとも 7 日以内に行う。

#### 第 101 条

(1)訴訟の判決は遅くとも訴訟の登録日から 90 日以内に言い渡されなければならない。

(2)(1)項で定められた期間が守られない場合、最高裁判所長の承認により、かかる期間を 30 日延長できる。

(3)(1)項で定められた判決は、一般公開法廷で言い渡される。

(4)(3)項で定められた商事裁判所判決は、判決が言い渡されてから遅くとも 14 日以内に執行官が各当事者へ伝えなければならない。

## 第 3 部

### 法的手段

#### 第 102 条

(1)第 101 条(3)項で定められた商事裁判所判決に対しては、上告のみができる。

(2)(1)項で定められた上告の申し立ては、商事裁判所判決が公開法廷で言い渡された日、または各当事者に通知された日から遅くとも 14 日の期間内に提出する。

(3)(2)項で定められた申し立ては、裁判所が定める額の費用を支払ってその告訴を判決した商事裁判所に登録される。

(4)商事裁判所の書記官は申し立てが提出された日付で上告申立を登録し、上告の申立人に登録日と同日に署名がされた受領証を交付する。

(5)商事裁判所書記官は、上告申立の登録日から遅くとも7日以内に(4)項で定められた上告申立を被上告人に伝える義務がある。

#### 第103条

- (1)上告人は上告申立の登録日から遅くとも14日以内に商事裁判所の書記官に上告理由書を提出する義務がある。
- (2)商事裁判所の書記官は(1)項で定められた上告理由書を受領してから遅くとも7日以内に上告理由書を被上告人に送付する義務がある。
- (3)被上告人は上告理由書を受け取ってから遅くとも14日以内に商事裁判所の書記官に答弁書を提出する義務がある。
- (4)商事裁判所の書記官は答弁書を受け取ってから遅くとも7日以内に答弁書を上告人に伝える義務がある。
- (5)商事裁判所の書記官は(3)項で定められた期間から遅くとも14日以内に最高裁判所に上告に係る事件記録を送付する。

#### 第104条

- (1)最高裁判所が上告申立を受領してから遅くとも7日以内に、最高裁判所は公判日を指定する。
- (2)最高裁判所は、上告申立を受領した日から遅くとも90日以内に上告判決を言い渡されなければならない。
- (3)最高裁判所の書記官は上告審判決が言渡日から遅くとも7日以内に商事裁判所の書記官に上告審判決の謄本を送付する義務がある。
- (4)商事裁判所の執行官は、(3)項で定められた上告審判決の謄本を商事裁判所の書記官が上告審判決を受領してから遅くとも7日以内に上告人と被上告人に伝える義務がある。

#### 第105条

著作権および/あるいは隣接権侵害の民事訴訟を提出する権利は、著作者および/あるいは隣接権者の刑事的な請求を行う権利を損なわない。

### 第XV章

#### 裁判所の暫定処分

#### 第106条

著作権または隣接権の実施により損失を蒙ったと感じる者の請求により、商事裁判所は以下のための暫定処分を発出できる：

- a.著作権または隣接権侵害結果と思われる製品の商業ルートへの流入を防ぐ；
- b.著作権または隣接権侵害に関連する証拠品として流通から回収し、差し押さえおよび保管を行う；
- c.証拠品を保全し、侵害者による隠滅を防ぐ；および/あるいは

d.より大きな損失を防ぐために侵害を止める。

#### 第 107 条

- (1)暫定処分の申立は以下の要件を満たして、著作者、著作権者、隣接権者またはその代理人が書面で商事裁判所に提出する：
- a.著作権または隣接権を所有する証拠を添付する；
  - b.著作権または隣接権侵害が発生している初期の兆候を添付する；
  - c.立証の必要のため要求、搜索、収集または保全する物品および/あるいは書類に関する明瞭な説明を添付する；
  - d.著作権または隣接権侵害を行っていると思われる者が証拠品の隠滅を行う懸念があることの報告書を添付する；および
  - e.暫定処分が課される物品の価値と同額の保証金を支払う。
- (2)(1)項で定められた暫定処分の申立は、著作権または隣接権侵害の結果と思われる物品が見つかった場所の法管轄地域の商事裁判所長に提出する。

#### 第 108 条

- (1)暫定処分の申立が第 107 条で定められた要件を満たしている場合、商事裁判所の書記官は申立を登記し、遅くとも 1 x 24 時間以内に暫定処分申立を商事裁判所長に伝える義務がある。
- (2)商事裁判所長は(1)項で定められた暫定処分申請を受領してから遅くとも 2 日以内に、暫定処分申立を審理する商事裁判所の裁判官を指名する。
- (3)商事裁判所の裁判官は(2)項で定められた指名日から遅くとも 2 日以内に、暫定処分申立を認容するか棄却するかを決める。
- (4)暫定処分の申立が認容された場合、商事裁判所の裁判官は裁判所による暫定処分を発出する。
- (5)(4)項で定められた裁判所による暫定処分は、遅くとも 1 x 24 時間以内に裁判所による暫定処分が科される者に通知される。
- (6)暫定処分の申立が棄却された場合、商事裁判所の裁判官は理由を添えて暫定処分の申立人に棄却を通知する。

#### 第 109 条

- (1)商事裁判所が第 108 条(4)項で定められた暫定処分を発出する場合、商事裁判所は暫定処分が発出された日から遅くとも 7 日以内に、説明を求めるため暫定処分が科された者を召喚する。
- (2)暫定処分が科された者は、(1)項で定められた召喚の受領日から遅くとも 7 日以内に、著作権に関する説明と証拠を伝えることができる。
- (3)暫定処分が発出された日から遅くとも 30 日以内に、商事裁判所の裁判官は裁判所による暫定処分を強化するか取り消すかを決定する。
- (4)裁判所による暫定処分が強化される場合：
- a.支払われた保証金は処分申立人に返還しなければならない；
  - b.処分申立人は著作権侵害の損害賠償訴訟を申し立てることができる；および/あるいは

- c.申立人はインドネシア共和国警察の捜査官あるいは文民公務員の捜査官に著作権侵害を通報できる。
- (5)裁判所による暫定処分が取り消される場合、支払われた保証金はこの暫定処分による損害の賠償として暫定処分を科された者に渡される。

## 第 XVI 章

### 捜査

#### 第 110 条

- (1)インドネシア共和国警察の捜査官の他、法務分野の行政業務を担当する省の特定の文民公務員は著作権および隣接権に関する犯罪行為を捜査するため、刑事訴訟法について定めた法律で定められた捜査官としての特別な権限が与えられる。
- (2)(1)項で定められた捜査官は以下を行う権限を有する：
- a.著作権および隣接権分野の犯罪行為に関する通報または説明の真実性を調べる；
  - b.著作権および隣接権分野の犯罪行為を行った疑いのある者あるいは法人を調べる；
  - c.著作権および隣接権分野の犯罪行為に関して者または法人に説明と証拠品を求める；
  - d.著作権および隣接権分野の犯罪行為に関する帳簿、記録および他の書類を調べる；
  - e.著作権および隣接権分野の犯罪行為に関する証拠品、帳簿、記録および他の書類があると疑われる場所で捜索および調査を行う；
  - f.刑事訴訟法に従って、著作権および隣接権分野の犯罪行為の訴訟において証拠となり得る侵害の結果の材料と製品に対して、裁判所の許可に基づいて差し押さえ、および/あるいは流通の停止を行う；
  - g.著作権および隣接権分野の犯罪行為の捜査職務を行う際に専門家の説明を求める；
  - h.著作権および隣接権分野の犯罪行為の犯人の逮捕、勾留、指名手配の決定、防止および抑止のため、関係機関に支援を求める；および
  - i.著作権および隣接権分野の犯罪行為があったという十分な証拠が見つからない場合に捜査を取りやめる。
- (3)捜査を行う際、文民捜査官はインドネシア共和国警察の捜査官の支援を求めることができる。
- (4)文民捜査官は、検事およびインドネシア共和国警察の捜査官に捜査の開始を通知する。
- (5)文民捜査官によって行われた捜査の結果は、インドネシア共和国警察の捜査官を通じて検事に伝えられる。
- (6)2 項 e および f で定められた措置が行う場合、文民捜査官はインドネシア共和国警察の捜査官に支援を求める。

#### 第 111 条

- (1)捜査、起訴および裁判での審理の段階での調査プロセスにおいて行われる立証は、法令の規定に従って情報通信技術を用いることができる。
- (2)電子情報および/あるいは電子文書は、法令の規定に従って証拠品として認められる。

第 XVII 省  
刑事規定

第 112 条

商業利用のため、第 7 条(3)項および/あるいは第 52 条で定められた行為を権利なく行った全ての人は、最大で 2 年の禁固刑および/あるいは最大 3 億ルピアの罰金刑が科される。

第 113 条

- (1)商業利用のため、第 9 条(1)項 i で定められた経済権の侵害を行った全ての人は、最大で 1 年の禁固刑および/あるいは最大 1 億ルピアの罰金刑が科される。
- (2)商業利用のため、権利および/あるいは著作者または著作権者の許可なく、第 9 条(1)項 c、d、f および/あるいは h で定められた著作者の経済権を侵害した全ての人は、最大で 3 年の禁固刑および/あるいは最大で 5 億ルピアの罰金刑が科される。
- (3)商業利用のため、権利および/あるいは著作者または著作権者の許可なく、第 9 条(1)項 a、b、e および/あるいは g で定められた著作者の経済権を侵害した全ての人は、最大で 4 年の禁固刑および/あるいは最大で 10 億ルピアの罰金刑が科される。
- (4)海賊行為により(3)項で定められた要素を満たした全ての人は、最大で 10 年の禁固刑および/あるいは最大で 40 億ルピアの罰金刑が科される。

第 114 条

第 10 条で定められた管理する取引場所で著作者および/あるいは隣接権侵害の結果の製品の販売および/あるいは取引を故意に、または知りながら放置した、あらゆる形の取引場所を管理する全ての人は、最大で 1 億ルピアの罰金刑が科される。

第 115 条

電子メディアであっても非電子メディアであっても、商業目的の看板または広告での利益のため、第 12 条で定められた肖像を作成された人またはその相続人の承認なく肖像の商業利用、複製、公開、頒布または送信を行ったあらゆる人は、最大で 5 億ルピアの罰金刑が科される。

第 116 条

- (1)商業利用のため、権利なく第 23 条(2)項 e で定められた経済権を侵害した全ての人は、最大で 1 年の禁固刑および/あるいは 1 億ルピアの罰金刑が科される。
- (2)商業利用のため、権利なく第 23 条(2)項 a、b および/あるいは f で定められた経済権を侵害した全ての人は、最大で 3 年の禁固刑および/あるいは 5 億ルピアの罰金刑が科される。
- (3)商業利用のため、権利なく第 23 条(2)項 c および/あるいは d で定められた経済権を侵害した全ての人は、最大で 4 年の禁固刑および/あるいは 10 億ルピアの罰金刑が科される。
- (4)海賊行為により(3)項で定められた要素を満たした全ての人は、最大で 10 年の禁固刑および/あ

るいは最大で 40 億ルピアの罰金刑が科される。

#### 第 117 条

- (1)商業利用のため、故意に権利なく第 24 条(2)項 c で定められた経済権を侵害した全ての人は、最大で 1 年の禁固刑および/あるいは最大で 1 億ルピアの罰金刑が科される。
- (2)商業利用のため、故意に権利なく第 24 条(2)項 a、b および/あるいは d で定められた経済権を侵害した全ての人は、最大で 4 年の禁固刑および/あるいは最大で 10 億ルピアの罰金刑が科される。
- (3)海賊行為により(2)項で定められた要素を満たした全ての人は、最大で 10 年の禁固刑および/あるいは最大で 40 億ルピアの罰金刑が科される。

#### 第 118 条

- (1)商業利用のため、故意に権利なく第 25 条(2)項 a、b、c および/あるいは d で定められた経済権を侵害した全ての人は、最大で 4 年の禁固刑および/あるいは最大で 10 億ルピアの罰金刑が科される。
- (2)海賊行為により第 25 条(2)項 d で定められた要素を満たした全ての人は、最大で 10 年の禁固刑および/あるいは最大で 40 億ルピアの罰金刑が科される。

#### 第 119 条

第 88 条(3)項で定められた大臣による事業許可を所持せずに、ロイヤリティの徴収を行った全ての集団管理団体は、最大で 4 年の禁固刑および/あるいは最大で 10 億ルピアの罰金刑が科される。

#### 第 120 条

本法律で定められた犯罪行為は親告罪である。

### 第 XVIII 章

#### 移行規定

#### 第 121 条

本法律が施行された際：

- a.処理中の著作物および隣接権製品の登録申請は、著作権に関する法律 2002 年 19 号の規定に従って行われる；
- b.本法律における著作物登録証は著作物登記証と称され、本法律の発出前に交付されたものは、その保護期間の終了まで有効である；
- c.本法律の施行前に行われた楽曲および/あるいは音楽の著作物に対する経済権の売買契約は、契約期間の終了まで有効である；
- d.処理中の著作権訴訟は、著作権に関する法律 2002 年 19 号に基づいて処理される；
- e.本法律の施行前に職業団体またはどのような名称であっても既存の同種の機関により行われ

ていたロイヤリティの集金および分配は、本法律の規定に従った集団管理団体の設置まではそのまま行うことができる；

f.e 項で定められた職業団体またはどのような名称であっても既存の同種の機関は、本法律の施行後、第 87 条、第 88 条および第 89 条で定められた規定が適用される；

g. 本法律の施行前にロイヤリティの集金、管理および/あるいは分配を職務と機能とする職業団体またはどのような名称であっても既存の同種の機関は、本法律の施行から遅くとも 2 年以内に本法律に合わせ、集団管理団体に改組する。

#### 第 122 条

本法律が施行される際、本法律の施行前に締結された売り切り契約および/あるいは無期限譲渡契約において譲渡された書籍および/あるいはその他の文書作品、歌詞のある、またはない楽曲および/あるいは音楽に対する契約は、以下の規定により著作者に返還される：

a. 本法律の施行の際に既に 25 年の期間に達している売り切り契約は、本法律の施行から 2 年後に著作者に著作権が返還される；

b. 本法律の施行の際に 25 年の期間に達していない売り切り契約は、その売り切り契約の署名から 25 年に達し、さらに 2 年が経過した後に著作者に著作権が返還される。

#### 第 XIX 章

#### 終末規定

#### 第 123 条

本法律が施行される際、著作権に関する法律 2002 年 19 号（インドネシア共和国官報 2002 年 85 号、官報補遺 4220 号）の実施細則となる全ての法令は、本法律の規定に抵触しない限り、そのまま有効であることが宣言される。

#### 第 124 条

本法律が施行される際、著作権に関する法律 2002 年 19 号（インドネシア共和国官報 2002 年 85 号、官報補遺 4220 号）は取り消され、無効を宣言される。

#### 第 125 条

本法律の法制化から遅くとも 2 年以内に本法律の実施細則を定めなければならない。

#### 第 126 条

本法律は法制化の日から施行される。

すべての者が知ることができるよう、  
本法律の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて承認

2014年10月16日

インドネシア共和国大統領

署名

DR. H. SUSILO BAMBANG YUDHOYONO

ジャカルタにて法制化

2014年10月16日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

署名

AMIR SYAMSUDIN

インドネシア共和国官報 2014年 266号

原本と同様の謄本

インドネシア共和国

国家官房

経済部門

法令次官補代理

Lydia Silvanna Djaman

著作権  
に関する  
インドネシア共和国法律  
2014 年 28 号

## 1.概略

著作権にはコンピュータープログラムも含む科学、美術および文芸 (art and literary) を含むため、最も広範な保護対象範囲を有する知的財産の一つである。創造経済の発達はインドネシアおよび複数の国々の支柱の一つになっており、急速な情報通信技術の発達は著作権法の刷新を必要とさせている。著作権が国の創造経済の最重要の基礎となることを考慮すると、この創造経済の保護と発展の要素を満たす著作権法により、著作権および隣接権分野の国家経済への貢献がさらに最大化されることが期待される。

情報通信技術は一方で著作権の発達における戦略的役割を有し、他方では同分野の法律違反のための道具ともなっていることを考慮すると、情報通信技術の発達は著作権法における変数の一つである。ポジティブな機能を最大化し、ネガティブな影響を最小化できるよう、釣り合いのとれた規制が強く必要とされている。

著作権に関する法律 2002 年 19 号を本法律に置き換えるインドネシア共和国国会と政府の処置は、国の創造経済の発達における重要な要素である著作者と隣接権者の経済権と人格権を保護するための国の真摯な取組である。経済権と人格権の侵害は著作者と隣接権者の創造のモチベーションを削ぐ。このようなモチベーションの喪失は、インドネシア人のマクロでの創造性の減退に大きく影響する。先進国を見ると、著作権の十分な保護が創造経済の大きな成長をもたらすことに成功し、経済と国民福祉に実際の貢献をしている。

これらの事項に留意し、著作権法を大筋として以下について定める新たなものに変える必要がある：

- a. 複数の国々の規則適用に合わせて、著作権の保護をより長い期間行う。特定の分野の著作権保護は、著作者の存命中とその死後 70 年とする。
- b. 売り切り (sold flat) の形での経済権の譲渡の制限を含む、著作者および/あるいは隣接権者の経済権のより厚い保護。
- c. 和解、仲裁または裁判を通じたより効果的な紛争解決と刑事訴訟への親告罪の適用。
- d. 取引場所の管理者が、販売場所および/あるいは管理するショッピングセンターでの著作権および/あるいは隣接権侵害に責任を負う。
- e. 無形の動産としての著作権を信託担保の対象とすることができる。
- f. 著作物が宗教規範、道徳規範、公共秩序、国防および安全保障または法令に違反している場合

に登録された著作物を取り消す権限を大臣に与える。

- g. 著作者、著作権者、隣接権者が報酬またはロイヤリティの徴収ができるよう、集団管理団体のメンバーとなる。
- h. 著作者および/あるいは隣接権者は、公的機関との関係内で作成され、商業利用された著作物あるいは隣接権製品にロイヤリティ報酬を得ることができる。
- i. 集金と著作者と隣接権者の経済権の管理を機能とする集団管理団体は、大臣に事業許可申請を提出する義務がある。
- j. 情報通信技術の発達に応じたマルチメディア機器における著作権と隣接権の利用。

国際レベルでは、インドネシアは法律 1994 年 7 号を通じて、以降 TRIPs と称する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を含む世界貿易機関を設立する協定の締約国となっている。その他、インドネシアは大統領令 1997 年 18 号を通じて文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に、大統領令 1997 年 19 号を通じて、以降 WCT と称する著作権に関する世界知的所有権機関条約に、さらに大統領令 2004 年 74 号を通じて、以降 WPPT と称する実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に批准している。

著作権に関する法律 2002 年 19 号の本法律への置き換えは、国益を優先し、著作者、著作権者、隣接権者と社会の利益のバランスを考慮し、著作権および隣接権分野の国際条約の規定に留意して行われる。

## II. 逐条解説

### 第 1 条

十分に明確である。

### 第 2 条

十分に明確である。

### 第 3 条

十分に明確である。

### 第 4 条

「排他的な権利」とは、著作者にのみ与えられた権利であり、よって著作者の許可なくこの権利を利用できる者はない。著作者でない著作権者は経済権という形で排他的な権利の一部のみを有する。

### 第 5 条

#### (1) 項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

e

「著作物の歪曲」とは、事実または著作物のアイデンティティを捻じ曲げる行為である。

「著作物の離断」とは、著作物の一部を喪失させるプロセスまたは行為である。

「著作物の修正」とは、著作物に対する変更である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

第6条

十分に明確である。

第7条

十分に明確である。

第8条

十分に明確である。

第9条

(1)項

a

十分に明確である。

b

複製行為には映画館またはライブパフォーマンスが行われる場所でのビデオカメラを用いた撮影が含まれる。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

e

十分に明確である。

f

十分に明確である。

g

十分に明確である。

h

十分に明確である。

i

十分に明確である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

第 10 条

十分に明確である。

第 11 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

「必要不可欠な対象」とは、貸与契約の主要な対象となるコンピューター・ソフトウェアである。

第 12 条

(1)項

「広告または宣伝の利益」とは、特に商業的に用いられるバナー広告、ビルボード、カレンダー、パンフレットへの肖像の掲載である。

(2)項

十分に明確である。

第 13 条

「公演の実演家または権利者により他に宣言された、または承諾された場合を除いて」とは、例えばある音楽公演で歌手が商業利用のため他者により公衆へ出版、頒布または送信するために撮影されることに不服である場合である。

第 14 条

本規定における「権限当局」とは、特に情報通信分野の行政業務を担当する省、汚職撲滅委員会またはその他の法執行機関である。

## 第 15 条

### (1)項

本規定における「所有者」とは、特にコレクターまたは著作権者のような著作物を正当に支配する人である。

### (2)項

十分に明確である。

## 第 16 条

### (1)項

十分に明確である。

### (2)項

「譲渡できる」のは経済権のみであり、人格権は著作者に紐付けられる。著作権の譲渡は公正証書の有無によらず明確かつ書面で行わなければならない。

#### a

十分に明確である。

#### b

十分に明確である

#### c

十分に明確である。

#### d

十分に明確である。

#### e

十分に明確である。

#### f

「法令の規定に従い正当化できる他の理由」とは、特に既に法的確定効のある裁判所判決、企業資産の合併または分離が生じる企業または法人の合併、買収、解散による譲渡である。

### (3)項

十分に明確である。

### (4)項

十分に明確である。

## 第 17 条

十分に明確である。

## 第 18 条

「その他の文書作品」とは特に、詩集、一般辞書および日刊新聞である。

「売り切り」とは、著作者が買手による全額支払を通じて著作物を引き渡し、よってその著作物の経済権が買手に無期限で全面的に譲渡される契約である。実務において sold flat の用語で知られる。

## 第 19 条

十分に明確である。

## 第 20 条

十分に明確である。

## 第 21 条

十分に明確である。

## 第 22 条

a

十分に明確である。

b

「著作物の歪曲」とは、事実または著作物のアイデンティティを捻じ曲げる行為である。

「著作物の離断」とは、著作物の一部を喪失させるプロセスまたは行為である。

「著作物の修正」とは、著作物に対する変更である。

## 第 23 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

(5)項

「著作者への報酬」とは、集団管理団体により標準的に定められた額のロイヤリティである。

## 第 24 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

a

「あらゆる方法または形態」には以下が含まれる：物理的フォーマット（コンパクトディスク/ビデオ・コンパクトディスク、デジタル・ビデオディスク）のレコードをデジタル形式（Mpeg-1 Layer 3 Audio (Mp3)、Waveform Audio Format (WAV、Mpeg-1 Layer 4 Audio (Mp4))）への変換、または書籍のオーディオブックへの変換。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

第 25 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

「拡散」とは、放送事業者、民間に由来するものであっても、受信契約したものであっても商業利用のために行われる放送作品の利用である。

第 26 条

十分に明確である。

第 27 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

「適正な報酬」とは、集団管理団体が定めた一般規範に従って決められた報酬である。

第 28 条

十分に明確である。

第 29 条

十分に明確である。

第 30 条

十分に明確である。

第 31 条

十分に明確である。

第 32 条

十分に明確である。

第 33 条

十分に明確である。

第 34 条

「指導と監督の下」とは、その企画を有する人による助け、指針および修正が行われることである。

第 35 条

(1)項

「公的機関との関係」とは、国家職員とその機関の間の雇用関係である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

第 36 条

「雇用関係内で作成された、または発注に基づいて作成された」とは、著作物が雇用関係に基づいて、または他者からの発注に基づいて作成されることである。

### 第 37 条

十分に明確である。

### 第 38 条

#### (1)項

「伝統文化の表現」とは、以下の表現の形の一つかその組み合わせを含む：

- a.さまざまなテーマおよびメッセージ内容の散文または詩の形による話し言葉および書き言葉の口述テキストで、文芸または教育的談話の形を取り得る；
- b.特に声楽曲、器楽曲またはその組み合わせを含む音楽；
- c.特に舞踏を含む動き；
- d.特にワヤンおよび大衆演劇を含む演劇；
- e.革、木材、竹、金属、石材、セラミック、紙、布など、またはそれらの組み合わせのようなさまざまな材料で作られた 2 次元および 3 次元の形の美術；および
- f.伝統儀式

#### (2)項

十分に明確である。

#### (3)項

「それを開発した社会で生きている価値」とは、伝統文化の表現を維持し、開発し、保存している、由来地の社会が掲げる伝統、伝統法の規範、習慣の規範、社会規範および他の高尚な規範である。

#### (4)項

十分に明確である。

### 第 39 条

#### (1)項

本規定は著作者が不明で、未公開の著作物、例えば書籍の形で出版されていない文芸作品または録音されていない音楽作品の著作権の地位を明確化するためのものである。

#### (2)項

十分に明確である。

#### (3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

(5)項

十分に明確である。

第 40 条

(1)項

a

「文芸作品の版面」とは、「**typographic arrangement**」としてよく知られる著作物であり、つまり文芸作品の構成と表記形態の美術的側面である。これは特に全体として特徴的な形態を示すフォーマット、装丁、色の構成、また装飾文字の構成や配置を含む。

b

十分に明確である。

c

「器具」とは、地理、地形学、建築学、生物学または他の科学に関連する 2 次元および 3 次元の著作物である。

d

「歌詞のある、またはない楽曲および/あるいは音楽」は、著作物の全体として解釈される。

e

十分に明確である。

f

「画像」とは、特にモチーフ、ダイアグラム、スケッチ、ロゴ、色の要素および装飾文字の形態である。

「コラージュ」とは、スケッチまたは作品媒体の表面に貼り付けられたさまざまな材料、例えば布、紙または木材で作られた芸術的構成である。

g

「応用美術」とは、実用上の必要を満たすにおいて美的印象を有するよう特に画像、モチーフ、オーナメントといった芸術を製品に適用して作られた美術作品である。

h

「建築作品」とは、特に建物の物理的具現物、建物のレイアウト、建物の設計図、建物の製図および建物のモデルまたはモックアップである。

i

「地図」とは、デジタルメディアを通じたものでも、非デジタルメディアを通じたものでも、特定のスケールにより平面に描かれた地表の上または下にある自然要素および/あるいは人工物の図である。

j

「バティック美術作品」とは、革新的、現代的で伝統的でないコンテンポラリーなバティックの様式である。この作品は絵、模様および色の構成に美術的価値を有するため保護される。

「他のパターン美術」とは、ソケット美術、トゥヌンのモチーフ、タピスのモチーフ、ウロスのモチーフおよびコンテンポラリー、革新的かつ発展が続いている他のモチーフ美術のようなさまざまな地方にあり、インドネシア民族の豊かさであるモチーフである。

k

「写真作品」とは、カメラを用いて撮影された全ての写真を含む。

l

十分に明確である。

m

「シネマトグラフィ作品」とは、特にドキュメンタリー映像、広告映像、ルポルタージュ、脚本により作られた物語映像、アニメ映像といった動画の形の著作物である。シネマトグラフィ作品は、セルロイドテープ、映画館、ワイドスクリーン、テレビまたはその他の媒体での公演を可能にするビデオテープ、ビデオディスク、光学ディスクおよび/あるいは他の媒体で作成することができる。シネマトグラフィはオーディオビジュアルの形の一例である。

n

「アンソロジー」とは、選ばれた文芸作品のコンピレーション、選ばれた楽曲集およびカセット、光学ディスクまたは他の媒体に録画された選ばれたさまざまな舞踊作品である。

「データベース」とは、データ内容の選択または調整の理由により知的創造物であるコンピューターで読み取ることができるあらゆる形のデータを編集物、または他の形の編集物である。データベースに対する保護は、データベース内に入れられた創造物に対する著作権者の権利を損なうことなく与えられる。

「改作」とは、ある著作物を別の形に移すことである。例として書籍の映画化がある。

「変形結果による他の作品」とは、著作物のフォーマットを他の形のフォーマットに変更することである、例としてポピュラーミュージックをダンドゥット音楽に変更することである。

o

十分に明確である。

p

十分に明確である。

q

十分に明確である。

r

十分に明確である。

s

十分に明確である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

第 41 条

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

「機能的必要」とは、その形状が特定の用途および機能に基づいた特定の器具、物品または製品に対する人の需要である。

第 42 条

十分に明確である。

第 43 条

a

十分に明確である。

b

「政府により、政府の名で行われた全てのものの公開、頒布、送信および/あるいは複製」とは、例えば国費で行われた研究成果に対する政府により、政府の名で行われた全てのものの公開、頒布、送信および/あるいは複製である。

c

「時事ニュース」とは、最初に公衆へ送信されてから 3x24 時間以内に公衆へ公開または送信がされたニュースである。

d

十分に明確である。

e

十分に明確である。

第 44 条

(1)項

「重要な一部」とは、著作物の特徴となっている重要かつ特別な部分である。

a

「著作者または著作権者の妥当な利益」とは、ある著作物の経済的効用の享受におけるバランスに基づいた利益である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

(2)項

「著作物へのアクセスの簡便化」とは、著作物全体または重要な一部の利用、取得、複製、フォーマット変換、公開、頒布および/あるいは送信を行うための便宜供与である。

(3)項

「技術的な実施検討に基づいて」とは、例えば不十分な土地面積、左右非対称な配置、既存の材料構成の変更、自然要因による建築形状の変更である。

(4)項

十分に明確である。

## 第 45 条

(1)項

(著作権者ではない) 1 人のコンピュータープログラムの利用者は、そのコンピュータープログラムの研究・開発のため、あるいは自ら使うためのみの予備のために正式に所有するコンピュータープログラムの複製または改変を 1 つ作成できる。この予備のコピー作成は著作権侵害とはみなされない。

(2)項 (訳注：原文の(3)項に相当)

コンピュータープログラムのコピーまたは改作の消去は、権利のない他者により利用を避けるためである。

## 第 46 条

十分に明確である。

## 第 47 条

十分に明確である。

## 第 48 条

十分に明確である。

## 第 49 条

### (1)項

「一時的な複製」とは、デジタルメディアにより行われる非恒常的な著作物の数の増加である。例えば、インターネット網を通じたものであっても、その後デジタルストレージに一時的に保存されるインターネットであつても、コンピューター媒体による楽曲または音楽、書籍、絵および他の作品の複製である。

### (2)項

十分に明確である。

### (3)項

十分に明確である。

### (4)項

「特定の性質」とは、国益のためのドキュメンタリー映像、歴史映像あるいは法的保護期間が過ぎたものを内容とするレコードである。

## 第 50 条

十分に明確である。

## 第 51 条

十分に明確である。

## 第 52 条

「技術管理手段」とは、著作者、著作権者、隣接権者の許可のない行為および/あるいは法令で禁じられた行為を防止または制限するために設計された全ての技術、機器および部品である。

## 第 53 条

### (1)項

「情報技術および/あるいは高度技術に基づいた製造手段および/あるいはデータ保存手段」とは、著作物を保護するために用いられる特に光学ディスク、サーバー、クラウド・コンピューティング、秘密コード、パスワード、バーコード、シリアルナンバー、ディスクリプション技術および暗号化技術である。

### (2)項

十分に明確である。

## 第 54 条

### a

「コンテンツ」とは、あらゆる媒体中にある著作物の内容である。

コンテンツの拡散の形は特にインターネット媒体を通じたコンテンツのアップロードである。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

## 第 55 条

(1)項

情報通信技術媒体における「商業利用」とは、その著作権および/あるいは隣接権の利用により利益を得る直接的商業利用（有料）および他者からの経済的利益を得る無業コンテンツ・サービスの提供を含む。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

## 第 56 条

(1)項

「コンテンツおよび/あるいは利用アクセス権を閉鎖」とは、第一にコンテンツまたはコンテンツ・サービス提供サイトのブロック、第二に IP アドレスまたはその同種のものブロックを通じて特定のサイトへの利用者のアクセスのブロックの 2 つが含まれる。

(2)項

十分に明確である。

## 第 57 条

十分に明確である。

## 第 58 条

十分に明確である。

## 第 59 条

十分に明確である。

## 第 60 条

十分に明確である。

#### 第 61 条

十分に明確である。

#### 第 62 条

十分に明確である。

#### 第 63 条

##### (1)項

十分に明確である。

##### (2)項

「経済権保護の有効期間は、翌年の 1 月 1 日から起算する」は、TRIPs 協定第 14 条(5)項で定められた決定である。

例えば 2014 年 10 月 30 日に固定された作品が、その時点で直ちに法的保護を得て、その期間は 2015 年 1 月 1 日から 50 年である。

#### 第 64 条

##### (1)項

十分に明確である。

##### (2)項

著作物および隣接権製品の決定は著作者、著作権者あるいは隣接権者の義務ではない。著作物に対する保護はその著作物の存在または具体化により開始し、登録により開始するのではない。これは登録されている著作物もされていない著作物も保護されていることを意味する。

#### 第 65 条

十分に明確である。

#### 第 66 条

##### (1)項

十分に明確である。

##### (2)項

###### a

著作物の代わりまたは隣接権製品の代わりは、例えば大型の像をミニチュアや写真に代えるように著作物または隣接権製品が技術的に申請に添付することが不可能であるために添付された著作物または隣接権製品のサンプルである。

###### b

「所有の宣誓書」とは、著作物または隣接権製品が真に著作者、著作権者または隣接権者の所有であると述べた著作権または隣接権製品の所有の宣誓である。

c

十分に明確である。

#### 第 67 条

十分に明確である。

#### 第 68 条

##### (1)項

十分に明確である。

##### (2)項

「その他の知的財産対象」とは、商標一般登録簿、工業意匠一般登録簿および特許一般登録簿にある登録物である。

##### (3)項

十分に明確である。

##### (4)項

本規定は申請人に法的確実性を与えるためである。

#### 第 69 条

十分に明確である。

#### 第 70 条

十分に明確である。

#### 第 71 条

十分に明確である。

#### 第 72 条

大臣は登録された著作物または隣接権製品の内容、意味、意図または形状に対して責任を負わない。

#### 第 73 条

十分に明確である。

#### 第 74 条

十分に明確である。

第 75 条

十分に明確である。

第 76 条

十分に明確である。

第 77 条

十分に明確である。

第 78 条

十分に明確である。

第 79 条

十分に明確である。

第 80 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

(5)項

ロイヤリティの額の計算と賦課は、ロイヤリティ計算の根拠となる要素に留意する必要がある。例えば現行の妥当な慣習に従った席数、部屋数、部屋の広さ、複写される部数である。

第 81 条

十分に明確である。

第 82 条

(1)項

十分に明確である。

(2)項

「法令の規定」とは、特に民法、独占禁止と健全な企業競争に関する法律である。本規定は著作者、著作権者または隣接権者を保護するためのものである。

(3)項

十分に明確である。

#### 第 83 条

十分に明確である。

#### 第 84 条

十分に明確である。

#### 第 85 条

十分に明確である。

#### 第 86 条

十分に明確である。

#### 第 87 条

##### (1)項

十分に明確である。

##### (2)項

十分に明確である。

##### (3)項

十分に明確である。

##### (4)項

「著作物および/あるいは隣接権製品の利用」には、適正な使用のための複製および公開が含まれる。

例えばカラオケのための楽曲および/あるいは音楽のデジタル形式の複製、または輸送機関での楽曲および/あるいは音楽の提供である。

#### 第 88 条

十分に明確である。

#### 第 89 条

##### (1)項

a

十分に明確である。

b

「楽曲および/あるいは音楽分野の隣接権者」とは、実演家またはレコード製作者である。

##### (2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

第 90 条

十分に明確である。

第 91 条

十分に明確である。

第 92 条

十分に明確である。

第 93 条

十分に明確である。

第 94 条

十分に明確である。

第 95 条

(1)項

著作権に関する紛争の形は特に、違法行為の形の紛争、ライセンス契約、報酬またはロイヤリティ徴収における料率に関する紛争である。

「紛争解決代替手段」とは、斡旋、交渉または調停を通じた紛争解決プロセスである。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

第 96 条

十分に明確である。

第 97 条

十分に明確である。

第 98 条

十分に明確である。

第 99 条

十分に明確である。

第 100 条

十分に明確である。

第 101 条

十分に明確である。

第 102 条

(1)項

「上告のみができる」とは、控訴という法的手段はないということである。

(2)項

十分に明確である。

(3)項

十分に明確である。

(4)項

十分に明確である。

(5)項

十分に明確である。

第 103 条

十分に明確である。

第 104 条

十分に明確である。

第 105 条

十分に明確である。

第 106 条

(1)項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

本規定は権利侵害を受けている者のより大きな損失を防ぐためのものであり、商事裁判所の裁判官に権利侵害と著作権または隣接権侵害が疑われる製品が輸出入行為を含む商業ルートへの流入が続くことを避けるため暫定処分を出す権限が与えられる。

#### 第 107 条

十分に明確である。

#### 第 108 条

十分に明確である。

#### 第 109 条

十分に明確である。

#### 第 110 条

十分に明確である。

#### 第 111 条

十分に明確である。

#### 第 112 条

十分に明確である。

#### 第 113 条

十分に明確である。

#### 第 114 条

十分に明確である。

#### 第 115 条

十分に明確である。

#### 第 116 条

十分に明確である。

第 117 条

十分に明確である。

第 118 条

十分に明確である。

第 119 条

十分に明確である。

第 120 条

十分に明確である。

第 121 条

十分に明確である。

第 122 条

十分に明確である。

第 123 条

十分に明確である。

第 124 条

十分に明確である。

第 125 条

十分に明確である。

第 126 条

十分に明確である。

インドネシア共和国官報補遺 5599 号